平成２３年（フ）第７６号
栃木県大田原市今泉434番地109
債務者　田代　信子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　雄二
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月１日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第５９３号
新潟市東区錦町２番10号
債務者　山田千鶴子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３９号
神戸市西区玉津町吉田484番地の20
債務者　川﨑　賢吾
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　唯人
4　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
大分県杵築市大字片野385番地３
債務者　酒井　幸敏
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　秀生
4　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
和歌山県日高郡美浜町大字田井561番地
債務者　田中こと　姜　　俊宏
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石津　剛彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第５７７号
新潟市中央区上所上３丁目４番12号
債務者　土田　美秋
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９４８号
宮城県岩沼市小川字荘司２番地の１
債務者　松浦　宗俊
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　敏郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
秋田市広面字長沼310番地　ボヌール城東202
債務者　吉川　孝弘
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２４号
熊本市龍田２丁目15番119―301号
債務者　東　　宣子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森枝　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３１号
和歌山県日高郡美浜町大字三尾955番地
債務者　山中　芳雄
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　博章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第３６５号
徳島県板野郡藍住町矢上字安任175―５　メディション凌雲306号、住民票上の住所徳島市末広１丁目４番37号、旧住所徳島市川内町沖島240番地の１
債務者　中野　計雄
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８４号
秋田県横手市大森町字菅生田245番地７
債務者　泉田　恵理（旧姓小松・鎌田）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１３９号
栃木県佐野市堀米町3553番地
債務者　上岡　弘二
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１１２号
岩手県花巻市東和町舘迫２区135番地２
債務者　朴木原猛志
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９６７号
さいたま市北区日進町２丁目813番地　第二関根ビル402号
債務者　高嶋眞理子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係